

第8回 日本語検定の自己評価

自己評価実施期間 平成29年11月1日～平成29年12月15日

平成29年12月18日
特定非営利活動法人 日本語検定委員会
自己評価委員会

「検定試験の自己評価シート」記載上の留意点

- 評価シートの作成にあたっては、受検者や活用者等にとってわかりやすいよう、具体的に記載するとともに、平易な表現とする。
- 「実績・理由・特記事項等」欄について
 - ・欄内に記載してある留意事項を参考に記述する。なお、記述の際には、欄内の□（チェックボックス）に係る部分を除き、留意事項は削除する。
 - ・具体的に記述するとともに、可能な限り根拠（データ、数値、規定等）を記載する。（根拠が膨大な量となる場合等は、参照HP等を記載する。）
- 「評価」欄について
 - ・評価については、A、B、C、Dの4段階（次ページ参照）とする。
 - ・自己評価であるため、達成状況等の判断は、評価者に委ねられるが、「実績・理由・特記事項等」欄の記載事項等から説明できる評価とする。
- 「中項目別実態・課題・改善の方向性」欄について
 - ・中項目レベルでの記載を前提としているが、小項目（特にC、D評価を付した項目）についても改善の方向性を可能な限り記載する。
- 評価項目の番号欄の色について
 - ・評価項目の番号欄が白色の項目は、全ての検定試験に共通して必要であると考えられる項目である。
 - ・評価項目の番号欄が灰色の項目については、検定試験の規模や目的等に応じて、評価の実施を判断する。
 - ・企業・学校・地域等広く社会で活用されることを目指している検定試験は、全ての項目について自己評価を行うことが期待される。
- 「該（該当項目）」について
 - ・【～の場合】に該当する場合のみ記載する。
- 小項目に記載された内容以外に独自に評価を行う事項がある場合は、項目を適宜追加する。
- 「その他特記事項等」項目について
 - ・中項目ごとに、小項目以外の特記事項等があれば記載する。

※検定試験の自己評価シート公表時、表紙と本ページは削除してください。

検定試験の自己評価シート

自己評価実施日:平成29年11月1日～12月15日

検定事業者名: 特定非営利活動法人日本語検定委員会

検定試験名: 日本語検定

【4段階評価の目安】

A:達成されている B:ほぼ達成されている C:やや不十分である D:不十分で、改善すべき点が多い

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
<p>【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。</p>						
I 検 定 試 験 の 実 施 主 体 に 関 す る 事 項	① 組 織 ・ 財 務	1	《検定試験の目的》 ○検定試験の目的が明確であるか。	当法人は、日本語を母語とする人たちが社会生活のなかで、日本語の知識と運用能力を高め、思考力と生きる力を身につけ、さらに人と人との関係性をより円滑にすることにより、日本文化の発展と社会教育の推進に寄与することを目的とする。その目的を達成するために、公益的・非営利活動として日本語検定を実施している。 【特定非営利活動法人日本語検定委員会の設立にあたって】 https://www.nihongokentei.jp/greetings/organization/greeting.html	A	
		2	《検定事業の実施に関する組織体制》 ○検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制(役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等)が適切に構成されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 役職員体制、 <input checked="" type="checkbox"/> 事務処理体制、 <input checked="" type="checkbox"/> 作問体制、 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> その他(審議委員会、評価委員会) 役員体制:役員は理事と監事で構成され、「定款」「理事会規定」等に従って検定事業全般を運営している。 事務処理体制:理事会の指示に従って、委員会事務局が、①運営管理、②受検者・受検団体対応、③会員対応、④広報、⑤製造・物流管理等を実施している。 作問体制:問題作成委員会を設置し、毎回、内容について検証し、出題内容とレベル等を分析・作問を実施し、審議委員会の承認を得ている。 危機管理体制:不測の事態に備え危機管理マニュアルを作成し、検定回ごとに見直している。	A	
		3	《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 ○実施主体の財務経理情報を備えているか(検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか)。	NPO法人としての財務経理情報を委員会事務局に備えている。 <input checked="" type="checkbox"/> 備えている(年度別収支計算書、貸借対照表、財産目録等の事業報告書) <input type="checkbox"/> 備えていない 東京都の「法人団体詳細情報」に掲載されている。 【東京都:法人団体詳細情報】 http://www.npo.metro.tokyo.jp/	A	
		4	《検定実施主体の財務経理の監査》 ○財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。	定期的な監査を受けているが、今後は、さらに外部監査を強化していく。 <input checked="" type="checkbox"/> 受けている(<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input checked="" type="checkbox"/> 外部監査 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 受けていない(理由:)	A	
	① 組 織 ・ 財 務	5	《検定事業以外の事業との区分》 ○検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 区分が明確である。 <input type="checkbox"/> 区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 <input type="checkbox"/> その他の事業を行っていない。 収益事業と収益事業を区分した会計を実施し、明確にしている。	非 A	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
I 検定試験の実施主体に関する事項	② 情報公開、個人情報	6	○その他の特記事項等。		
		7	《検定試験に関する情報公開》 ○受検者や活用者(学校・企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。	情報公開チェックリストをもとに、情報公開する項目や方法を明確に定めている。	B
		8	《個人情報保護》 ○受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。	平成24年5月15日にプライバシーマークを取得し更新しており、それによって「個人情報保護方針」を規定し、ホームページで公開している。また、個人情報保護マネジメントを確立、実施、維持し、「個人情報管理規定」「個人情報取扱規定」等の規定を定めている。また、個人情報保護に関する従業員教育を実施し、マニュアルも整備している。 【個人情報保護方針】 https://www.nihongokentei.jp/site/guide/persdata.html	A
		9	○その他の特記事項等。		
	③ 事業の改善に向けた取組	10	《質の向上に向けた取組》 ○目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。	①Plan(目標・計画)前回及び過去の実績、実施した時の改善点、将来の予測などをもとにして、次回の方針・業務計画・運営計画を立案。②Do(実行・実施)方針・業務計画・運営計画に沿って実際の業務を実施。③Check(点検・評価)日々の業務を点検し、検定が終了した時点で、再度すべてを点検する。また当法人内で点検のための会議、個人受検者及び団体責任者へのアンケート等を実施する。特に、受検者に実施したアンケートを重視し、それらを集約した改善点を理事会で協議する。④Action(処置・改善)理事会で了承された改善点を、次回の計画に反映させる。	A
		11	《内容・手段等の見直しの体制》 ○知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。	日本語の変遷、時代状況に合わせて、日本語検定の目的である日本語の総合力を測るための新たな問題も取り入れていくことを、毎年、検証・検討している。	A
		12	○その他の特記事項等。		
	【評価の視点】 適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。				
	II	13	《検定試験の概要》 ○検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域(分野)、対象層(受検資格等)、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。	個々人の成長(発達)段階にあわせて、小学生から社会人までの日本語を運用する能力や知識を6つの領域(敬語、文法、語彙、言葉の意味、表記、漢字)で測定する。 【日本語検定とは】 https://www.nihongokentei.jp/about/aboutnk/about.html	A

受検者・受検団体にさらに分かりやすく見やす工夫していく

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
II 検定試験の実施に	①受検手続等	14 該	《受検資格》 【受検資格を制限する試験の場合】 ○年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。	対象は、小学生から社会人までを対象にした検定試験で、受検資格は特に設けていない。どなたでも受検可。	A	障がい者がさらに受検しやいくするために、さらに改善していく。
		15	《受検手続・スケジュール等》 ○試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。	受検手続・スケジュール等については、受検者・受検団体へのアンケート結果とお問合せをもとに、受検者・受検団体の利便性を考慮して定めている。検定試験終了後に毎回、見直している。	A	
		16	《問い合わせ先の設置》 ○受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 受検手続に関する問い合わせ窓口 (連絡先等を記載 tel0120-55-2858 email info@nihohgokentei.jp) <input checked="" type="checkbox"/> 試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 (連絡先等を記載 tel0120-55-2858 email info@nihohgokentei.jp) <input checked="" type="checkbox"/> その他(質問・ご意見) (連絡先等を記載 tel0120-55-2858 email info@nihohgokentei.jp)	A	
		17	《受検料》 ○受検料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	実際の受検料金は、検定試験が公正・公平に継続して実施できるための費用が賄えることを前提として、大学生以下の児童、生徒、学生に負担がかからないように配慮している。但し、今後も受検料の適正性・妥当性については継続的に点検・検証していく。	A	
	18	《障害者への配慮》 ○障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	障がい者に対しては、申し込み時に個人情報に留意しながら状況を確認し、一般会場で試験を受験するのに適した環境で受検できるように配慮している。案内掲示の工夫、拡大した問題用紙の許容、視覚障害用機材の持ち込み、車椅子での受検、障害の程度による検定時間の延長などで対応している。現在、点字についても検討しているが、問題内容の面で技術的な問題があり、検討中である。また、特別支援学校・学級、福祉施設、院内学級、障がい者就労支援施設等が団体で受検する場合、また、それ以外でも該当する受検生がいる場合には、1名から準会場試験実施を認める等、柔軟に対応している。	B		
	19	《多くの受検者が簡便・公平に受検できるための配慮》 ○より多くの受検者が、簡便、かつ、公平に受検できるような配慮が行われているか。	インターネット出願などによる受検者の利便性を配慮している。学校・企業での団体受検では受検料を割り引いている。一般会場もすべての都道府県に設置して、受検しやすくしている。	A		
	20	○その他の特記事項等。				
		21	《作問・審査体制》 ○検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。	検定試験の作問は問題作成委員会で作成し審議委員会の承認を得ている。また、審査については、合否判定会議を開催し、合否基準を決定している。	A	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
II 検定試験	② 試験実施	22	《情報の管理体制》 ○検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など)が講じられているか。	各検定回ごとに試験問題の漏洩を防止する「試験問題の編集作業、印刷、搬送、保管、実施」まで一貫した管理体制をとり、検定回ごとに関係者間でセキュリティ保持のため、密接に連携をとりながら運営している。一般会場の会場運営責任者、検定監督者等に対しては、事前に運営マニュアルを送付し、検定資材の保管管理はもとより検定当日の搬入回収まで徹底指示するとともに、試験当日の検定監督者には別途、研修・適格テストを実施している。	A	天災や交通機関の対応については、明確にホームページ等に掲載していく。
		23	《各試験会場を総括する責任者の配置》 ○各試験会場を総括する責任者が配置されているか。	一般会場の運営を委託する法人は、検定回ごとに、厳格に選定している。また、委託先の内部に総括する責任者がおり、すべての検定監督者・監督補助者の事前教育等を義務付けている。	A	
		24	《試験監督業務についての共通理解》 ○試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。	検定試験当日の検定監督者・監督補助者へ「会場運営マニュアル」「一般会場事前調査報告書」「会場情報」等で情報共有を行いつつ、また事前研修を通じ運営の理解度を高めるため行っている。	A	
		25 該	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 ○検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平性が確保されているか。	所属する学校・団体に検定を実施する場合は、事前に「準会場申請書」を提出してもらい適切な運営が実施できることが判断できた場合に許可し、「日本語検定 準会場実施規程」に従って実施することを義務付けている。	A	
		26	《受検者の本人確認》 ○受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。	1級、2級、3級受検者には、受検票への顔写真貼付を義務付けており、本人確認を実施している。検定当日に写真貼付忘れた受検者には写真付公的証明証等の提示や近くの証明写真機を紹介し本人確認を行っている。	B	
		27	《不正行為等への対応策》 ○受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。	不正行為等の防止に関するマニュアルを作成して対応している。このマニュアルは一般会場マニュアルに記載されており、職員や試験監督者等が共通に理解している。	A	
		28	《天災等のトラブルへの対応》 ○試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。	検定試験当日は、運営実施本部と各会場の責任者が当日の交通機関情報や天候を確認し、常に情報共有をし直接連絡を取りながら運営しております。台風、豪雨などの気象条件、震災、公共交通機関の遅延等が生じた場合には、試験開始を遅らせて実施する等の処置を講じている。またやむを得ない事情で大幅に遅刻することが事前に判明した場合には、別室を設ける等、受検できるように配慮している。	B	
		29	○その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
の 実 施 に 関 す る 事 項	③ 学校の単位認定や入試等に活用される検定試験	30 該	《受検機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。	単位認定、入試優遇する高校、大学、及び入社時に優遇する企業の情報は、ホームページ上で常に更新している。また、パンフレット、機関誌を通じて、広く告知するようにしている。 【評価する学校・企業】 https://www.nihongokentei.jp/about/aboutnk/list_appreciate.html ■全ての児童・生徒・学生に対して公平に情報提供されるよう配慮されている。 ■実施時期への配慮がされている。	A	
		31 該	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確に示されているか。	児童・生徒が対象になっている級については、学習指導要領に配慮した出題を意識しており、例えば、漢字(教育漢字など)は学年を想定した上で使用し出題している。	A	
		32 該	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。	検定試験終了後に合否判定会議・問題作成委員会を開催し、試験問題の各級の水準を検証している。また、その検証結果については、次回の問題作時に活かすようにしており、PDCAサイクルを回している。	A	
		33 該	○その他の特記事項等。			
	Ⅱ 検 定 試 験 の 実 施 に 関 す る 事 項	④ コンピューターを使って行う検定試験	34 該	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○OIDとパスワード等で本人確認が行われているか。		
			35 該	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっているか。		
			36 該	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。		
37 該			○その他の特記事項等。			
【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等が適切であること。						

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	① 測定内容・問題項目	38	<p>《検定試験の設計》 ○検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。</p>	<p>①領域(分野)は、日本語の総合的な運用能力を測るため、敬語、文法、語彙、言葉の意味、漢字、表記の6領域等から出題。級は、1級～7級で各級に受検の目安を設定している。 【日本語検定とは】 https://www.nihongokentei.jp/about/aboutnk/about.html ②対象は、小学生から社会人までを対象にした検定試験で、受検資格は特に設けていない。 ③試験範囲は、出題基準に基づいているが、特に、児童・生徒が対象になっている級については、学習指導要領を意識し、漢字(教育漢字など)は学年を想定して使用、出題している。 ④難易度(合格率)は、検定回ごとに、級別の受検者数、受検者の属性の構成率、級別の認定率(合格率)をホームページ、パンフレット、機関紙「ごけん」、メールマガジン等で公開している。 【受検の案内】https://www.nihongokentei.jp/info/exam/outline.html</p>	A	
		39	<p>《試験問題と測る知識・技能の関係》 ○検定試験の設計に従って、各問題項目がつけられているか。</p>	<p>検定試験の目的に沿って、問題作成委員会で問題を作成しており、同委員会が作成した試験問題を、さらに審議委員会が検証し承認している。</p>	A	
		40	○その他の特記事項等。			
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	② 審査・採点	41	<p>《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 ○審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致しているか。</p>	<p>採点基準は明確に定められている。また、審査も認定基準を設けており、合否判定会議を開催して決定している。</p>	A	
		42 該	<p>《主観的な評価における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評価の場合】 ○面接・論文・実技等の主観的評価について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。</p>			
		43	○その他の特記事項等。			
	③ 試験結果に基づく試験の改善	44	<p>《試験結果に基づく試験の改善》 ○試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。</p>	<p>検定回ごとに、出題した問題について、受検者の解答データをもとに問題分析を行う。過去の出題データを利用して新規の検定試験を組み立てることにより、回を隔てた問題の内容・難易度の等質性を確保する。また、分析内容としては、①検定試験の信頼性・妥当性・等質性を検証、②小問ごとに項目分析を実施し、データを蓄積し、今後の出題指針とする。この分析は問題作成委員会が実施、審議委員会承認を得る。</p>	A	
		45	○その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
	④ コンピューター を用いた 検定試験	46 該	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。		
		47 該	○その他の特記事項等。		
IV 継続的な学習支援・ 検定試験の活用促進	【評価の視点】 検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。				
	48	《検定の結果を証明する書類の発行》 ○検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 発行されている(個人カルテ・認定書・認定証明書) <input type="checkbox"/> 発行していない	A	
	49	《受検者が獲得した知識・技能の明示》 ○受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。	認定証明書に受検者が達成した能力を表示している	A	
	50	《検定試験と活用先の能力の関係》 ○当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	明確に示すことはできないが、実施事例として紹介している。例えば、日本語検定試験に認定されることで、正しい敬語が使用できる、文章力が高まる等。	A	
	51	《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 ○受検者に対して、試験の可否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。	書籍として「日本語検定テキスト」、「練習問題集」、「過去問題集」、また、学校で教材として使用できる廉価なドリルなどが発行されている。企業・一般家庭向けに、提携団体が通信講座を用意している。ホームページでは、定期的に問題内容(検定問題に挑戦)を更新している。機関紙「ごけん」でも問題情報を提供している。団体から要望があれば受検対策講座を開講している。 【検定問題に挑戦】	A	
	52	《試験問題等の公開》 ○過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか(ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く)。	過去の検定試験問題は公開しているが、受検者が把握しやすいように級別、領域別に整理してホームページに掲載している。 https://www.nihongokentei.jp/check/	A	
	53	《活用事例の調査・把握》 ○学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。	検定試験を活用した活動を行おうとしている受検者や、検定試験を活用しようとしている学校・企業・地域等の参考になるように、パンフレット、ホームページで受検した個人、団体の記事を掲載している。	A	
	54	○その他の特記事項等。			